

主役は
県民の皆さんです！



条例のあらまし

- すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むことを求めています。
- 県民、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者、医療保険者の役割を明記しました。
- 県は実態調査を行い、計画を策定し、基本施策を実施することで環境の整備に努めます。

条例のイメージ

県の責務

- 歯科保健等の実態調査
- 歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定
- 歯と口腔の健康づくりのための基本的施策の実施
- 市町村への支援
- 「いい歯の日」「いい歯の月間」の推進
- 必要な財政上の措置

環境
整備

県民の役割

- 知識及び理解を深める
- 歯と口腔の健康づくりを実践
- 未成年者の予防
- 子どもの治療

協力

関係者の役割

- 関係者の仕事の内容に応じて役割を定める

連携
協力